

環境省同時発表

平成27年12月4日

フロン回収・破壊法(旧法)に基づく業務用冷凍空調機器からの フロン類の回収量等の集計結果(平成26年度分)を公表します

平成27年4月より、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「フロン排出抑制法(新法)」という。)が施行されましたが、同法の経過措置として、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法(旧法)」という。)に基づき、経済産業省及び環境省は、平成26年度における業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の集計結果を取りまとめました。

平成26年度にフロン類を回収した業務用冷凍空調機器の台数は約139万台(前年度比:約1.9%増)、回収したフロン類の量は約4,424トン(前年度比:約0.9%減)でした。

【※】次回(平成28年度)のフロン類の回収量等の報告は、フロン排出抑制法(新法)に基づき、平成27年度のフロン類の回収量等の集計結果を公表いたします。

1. フロン類の回収量等の集計結果概要(平成26年度分)

平成26年度にフロン類を回収した業務用冷凍空調機器の台数は約139万台(前年度比:約1.9%増)、回収したフロン類の量は約4,424トン(前年度比:約0.9%減)です。

廃棄時等及び整備時[※]別の回収量等は次のとおりです。

(1) 機器の廃棄時等について

平成26年度に業務用冷凍空調機器の廃棄時等にフロン類を回収した台数は約118万台(前年度比:約2.6%増)、回収したフロン類の量は約2,999トン(前年度比:約2.9%減)です。(表1参照)

(2) 機器の整備時について

平成26年度に業務用冷凍空調機器の整備時にフロン類を回収した台数は約21.6万台(前年度比:約1.8%)、回収したフロン類の量は約1,425トン(前年度比:約3.6%)です。(表1参照)

※機器の整備時とは、業務用冷凍空調機器を整備(修理)する際に充填されているフロン類を回収する必要がある場合のものであり、機器を廃棄せずに整備(修理)後も再度当該機器を使用するものです。

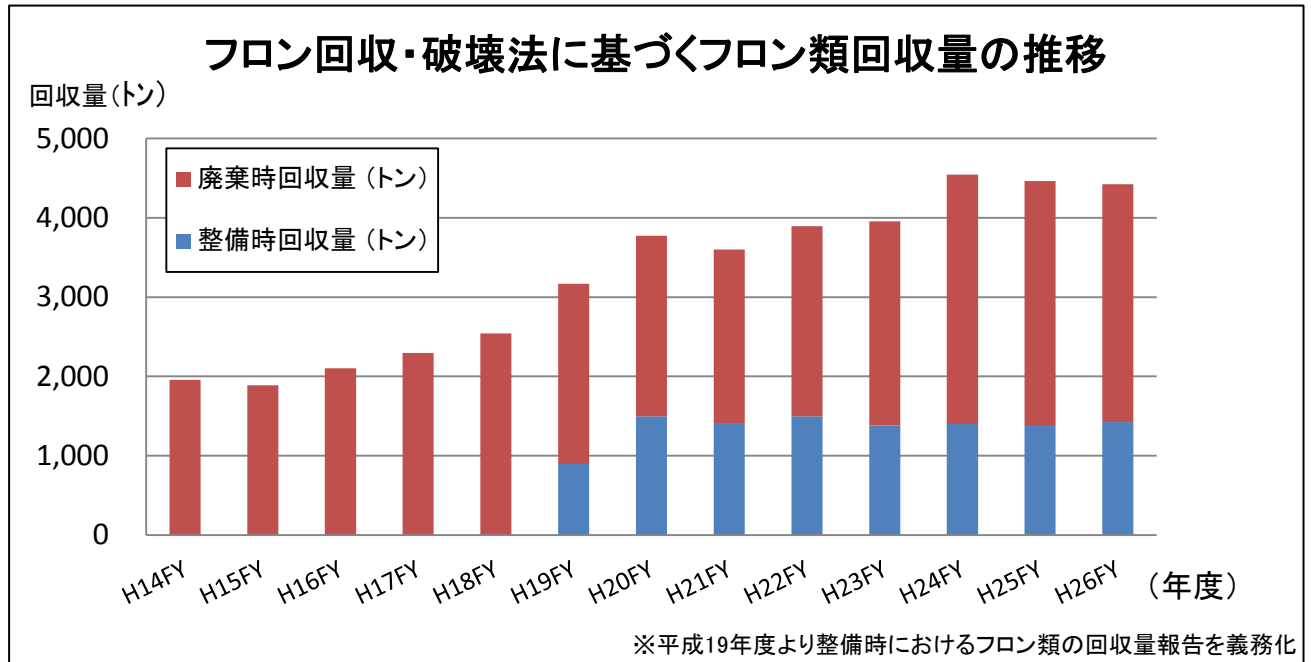
2. 今後の対応

フロン類はオゾン層を破壊しかつ地球温暖化を進行させるため、フロン類の回収を促進し大気中への排出を抑制する必要があることから、当省としましては、環境省及び各都道府県などと連携し、本年4月に施行されたフロン排出抑制法(新法)や同法に基づく制度概要等について周知し、着実にフロン類の回収促進に取り組んでまいります。

表1 フロン類回収量等の前年度との比較

		平成25年度	平成26年度	増減	増減率
合計	回収した第一種特定製品の台数 (台)	1,367,968	1,394,043	26,075	1.9%
	回収した量 (kg)	4,463,093	4,423,841	-39,252	-0.9%
	年度当初の保管量 (kg)	212,945	201,487	-11,458	-5.4%
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	3,292,553	3,099,122	-193,431	-5.9%
	再利用等された量 (kg)	1,176,329	1,315,854	139,525	11.9%
	年度末の保管量 (kg)	207,067	209,700	2,633	1.3%
廃棄時等	回収した第一種特定製品の台数 (台)	1,148,041	1,178,018	29,977	2.6%
	回収した量 (kg)	3,087,831	2,998,920	-88,911	-2.9%
	年度当初の保管量 (kg)	117,596	102,243	-15,353	-13.1%
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	2,385,315	2,223,802	-161,513	-6.8%
	再利用等された量 (kg)	713,249	774,555	61,306	8.6%
	年度末の保管量 (kg)	106,776	102,278	-4,498	-4.2%
整備時	回収した第一種特定製品の台数 (台)	219,927	216,025	-3,902	-1.8%
	回収した量 (kg)	1,375,262	1,424,921	49,659	3.6%
	年度当初の保管量 (kg)	95,349	99,243	3,894	4.1%
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	907,238	875,320	-31,918	-3.5%
	再利用等された量 (kg)	463,081	541,299	78,218	16.9%
	年度末の保管量 (kg)	100,292	107,421	7,129	7.1%

注1) 小数第一位未満を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。



(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課
 オゾン層保護等推進室長 米野
 担当者: 谷、高橋
 電話: 03-3501-1511(内線3711)
 03-3501-4724(直通)

フロン回収・破壊法(旧法)における今回の発表の位置付け

1. これまで、フロン回収・破壊法(旧法)において、フロン類の大気中への排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品(業務用エアコン及び業務用冷蔵・冷凍機器が対象であり、カーエアコンは対象外。以下同じ。))の使用及び廃棄に際して、冷媒として使用されているフロン類を適正かつ確実に回収することとされてきました。
2. 平成27年4月より、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法(新法)」という。)が施行されましたが、同法の経過措置にとりて、平成26年度分の回収量等報告については、フロン回収・破壊法(旧法)に基づき行うこととなっています。
3. フロン回収・破壊法(旧法)では、第一種フロン類回収業者(業務用冷凍空調機器から冷媒フロン類を回収するため都道府県知事の登録を受けている者)は、前年度に回収したフロン類の量等を都道府県知事に毎年度報告し(旧法第22条第3項)、都道府県知事はその報告に係る事項を主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)に通知しなければならないこととされています(旧法第22条第4項)。また、主務大臣は、この通知事項等を整理して特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表することとされていることから(旧法第46条)、今回はこの規定に基づき、第一種特定製品から回収したフロン類の回収量等の集計結果を公表するものです。

(フロン回収・破壊法(旧法)関係条文)

第二十二條

3 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において、第一種特定製品の整備が行われる場合において回収した量、第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第二十六條第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

第四十六條 主務大臣は、第二十二條第四項の規定による通知又は第三十四條第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。

業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量集計結果(詳細)

表2 第一種フロン類回収業者による回収量等(平成26年度)

		CFC	HCFC	HFC	合計
合 計	回収した第一種特定製品の台数 (台)	58,864	456,750	878,429	1,394,043
	回収した量 (kg)	150,011	2,846,525	1,427,305	4,423,841
	年度当初の保管量 (kg)	14,528	114,553	72,405	201,487
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	100,049	1,969,059	1,030,013	3,099,122
	再利用等された量 (kg)	50,013	877,180	388,662	1,315,854
	年度末の保管量 (kg)	14,471	114,582	80,647	209,700
廃 棄 時 等	回収した第一種特定製品の台数 (台)	56,756	386,829	734,433	1,178,018
	回収した量 (kg)	118,697	2,212,224	667,999	2,998,920
	年度当初の保管量 (kg)	12,265	69,967	20,011	102,243
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	94,678	1,620,456	508,668	2,223,802
	再利用等された量 (kg)	27,144	590,972	156,440	774,555
	年度末の保管量 (kg)	9,133	70,510	22,635	102,278
整 備 時	回収した第一種特定製品の台数 (台)	2,108	69,921	143,996	216,025
	回収した量 (kg)	31,314	634,300	759,306	1,424,921
	年度当初の保管量 (kg)	2,263	44,586	52,394	99,243
	フロン類破壊業者に引き渡された量 (kg)	5,371	348,603	521,345	875,320
	再利用等された量 (kg)	22,869	286,208	232,222	541,299
	年度末の保管量 (kg)	5,338	44,072	58,012	107,421

注1) 小数第一位未満を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない(以下同じ)。

注2) 廃棄時等には、機器の再資源化等を含む(以下同じ)。

注3) 再利用等された量は、フロン類回収業者が自ら再利用した量及びフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める者に引き渡された量の合計。

(参考)

CFC(クロロフルオロカーボン):

冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層を破壊する物質であり、モントリオール議定書に基づき1995年末で生産が全廃された。一般的にHCFC、HFCよりも強力な温室効果ガスでもある。

HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン):

CFCの代替物として開発されたものであり、CFCに比べ効果は少ないもののオゾン層を破壊する物質。モントリオール議定書に基づき我が国においては2019年全廃予定。強力な温室効果ガスである。

HFC(ハイドロフルオロカーボン):

CFC、HCFCの代替物として開発された、いわゆる代替フロン。オゾン層を破壊しないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減対象物質となっている。

表3 フロン類の種類別の台数及び回収量の前年度との比較

		CFC		HCFC		HFC	
		台数(台)	回収量(kg)	台数(台)	回収量(kg)	台数(台)	回収量(kg)
合計	平成25年度	64,469	175,090	497,208	2,916,772	806,291	1,371,231
	構成比率	4.7%	3.9%	36.3%	65.4%	58.9%	30.7%
	平成26年度	58,864	150,011	456,750	2,846,525	878,429	1,427,305
	構成比率	4.2%	3.4%	32.8%	64.3%	63.0%	32.3%
	増減	-5,605	-25,079	-40,458	-70,247	72,138	56,074
廃棄時等	平成25年度	61,470	137,486	417,362	2,261,003	669,209	689,342
	構成比率	4.5%	3.1%	30.5%	50.7%	48.9%	15.4%
	平成26年度	56,756	118,697	386,829	2,212,224	734,433	667,999
	構成比率	4.1%	2.7%	27.7%	50.0%	52.7%	15.1%
	増減	-4,714	-18,789	-30,533	-48,779	65,224	-21,343
整備時	平成25年度	2,999	37,603	79,846	655,770	137,082	681,889
	構成比率	0.2%	0.8%	5.8%	14.7%	10.0%	15.3%
	平成26年度	2,108	31,314	69,921	634,300	143,996	759,306
	構成比率	0.2%	0.7%	5.0%	14.3%	10.3%	17.2%
	増減	-891	-6,289	-9,925	-21,470	6,914	77,417

業務用冷凍空調機器の廃棄時等におけるフロン類の回収率について

業務用冷凍空調機器の廃棄時等におけるフロン類の回収率は、機器の年度別出荷台数、経年別廃棄台数割合、フロン類初期充てん量等から当該年度における廃棄時残存冷媒量を推計し、これに占める当該年度における回収量(フロン回収・破壊法(旧法)第22条第4項に基づき、都道府県知事から通知のあった業務用冷凍空調機器の廃棄時等においてフロン類を回収した量の集計値)の割合で算出しています。

平成26年度の廃棄時残存冷媒量は約9,328トンと推計され、同年度の業務用冷凍空調機器の廃棄時等における回収量は約2,999トンであることから、フロン類の回収率は約32%と推計され、平成25年度と比較して約2%の減少となっています。

※整備時については、要整備機器台数や整備対象機器の含有冷媒量の推計が困難なため、回収率を算定しておりません。

表4 フロン類の回収量及び廃棄時回収率の推移

(回収量の単位:トン)

年度		14	15	16	17	18	19	20	21
回 収 量	合計	1,958	1,889	2,102	2,298	2,542	3,168	3,773	3,601
	廃棄時等	1,958	1,889	2,102	2,298	2,542	2,273	2,276	2,190
	整備時	—	—	—	—	—	895	1,497	1,411
廃棄時等回収率		35%	29%	30%	31%	32%	27%	28%	30%

年度		22	23	24	25	26
回 収 量	合計	3,895	3,958	4,543	4,463	4,424
	廃棄時等	2,396	2,579	3,143	3,088	2,999
	整備時	1,498	1,379	1,400	1,375	1,425
廃棄時等回収率		31%	29%	34%	34%	32%

※平成19年度より整備時回収量の報告が追加